

日本放送協会 理事会議事録

(平成27年 3月10日開催分)

平成27年 3月27日(金)公表

<会議の名称>

理事会(持ち回り)

<会議日時>

平成27年 3月10日(火)

<付議事項>

審議事項：平成27年度インターネットサービス実施計画について

本議案については、経営企画局が、靱井会長、堂元副会長および各理事(塚田専務理事、吉国専務理事、石田専務理事、板野専務理事、木田理事、福井理事、下川理事、森永理事、井上理事、浜田技師長)に、下記のとおり持ち回り説明し、これを受けて会長が原案どおり決定した。

(説明内容)

平成27年4月1日に施行される「改正放送法」により規定が改正された「NHKインターネット活用業務」について、NHKは「放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準(インターネット実施基準)」(以下、「実施基準」)を策定し、27年2月16日付で総務大臣の認可を得ました。今後、この実施基準に基づき、各事業年度の開始前に「インターネットサービス実施計画」(以下、「実施計画」)を策定・公表し、これにのっとして実施することとなります。27年度の実施計画を取りまとめましたので、審議をお願いします。

第1部「受信料を財源とするサービス」についてです。

(1) 受信料を財源とし、広く一般の視聴者に提供するサービス(2号受信料財源業務)について

国内放送関係では、「ニュース・災害情報発信の強化」、「教育分野の充実・強化」、「番組内容の理解を深める質の高いコンテンツの提供」、「効果的で魅力的なハイブリッドキャスト展開」、「ラジオのインターネットサービスの利便性向上」、「ジャンル別ポータルサイトの利便性向上」、「地域放送局のインターネットサービス」、および「“人にやさしい”サービスの実施」の8項目を柱として実施します。

国際放送関係では、「『NHKワールド・オンライン』ホームページの全面刷新等」、「NHKワールドTVの放送同時提供とオンデマンド提供」、および「ラジオ日本の放送同時提供とオンデマンド提供」を実施します。

試験的な提供については、「試験的提供A」と「試験的提供B」の2項目について、現行の受信料制度を踏まえ効率的に実施します。番組の提供にあたっては、実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表します。

2号受信料財源業務の費用は、受信料収入の1.9%にあたる123億円です。内訳は、物件費が88億円、減価償却費が3億円、人件費が31億円で、物件費のうち、国内放送関係は72億円、国際放送関係は15億円となっています。

(2) 受信料を財源とし、事業者等へ提供するサービス（3号受信料財源業務）について

災害時の緊急ニュースや公共放送として特に意義のある過去番組等の国内事業者への提供と、受信環境整備としての海外事業者への提供を行います。費用は、0.5億円を想定しています。

第2部「有料で行うサービス」についてです。

(1) 利用料金を財源とし、一般の利用者向けに有料で提供するサービス（2号有料業務）について

NHKオンデマンドサービスは、NHKが国内で放送した番組およびその理解促進につながる情報などを、一般の利用者向けに提供する会員制有料動画配信サービスです。27年度も引き続きコンテンツの充実や利便性の向上に努め、利用者の拡充を目指してサービスの向上に取り組めます。

(2) 有料で事業者等へ提供するサービス（3号有料業務）について

NHKが国内で放送した番組等について、ビデオ・オン・デマンド（V

OD) 事業者から提供を求められた場合、公共放送への信頼を損なわないことを前提に、「放送番組等有料配信業務勘定」の健全な収支や2号有料業務との関係などを総合的に考慮して、有料で提供します。

(3) 2号有料業務、3号有料業務の収支について

2号有料業務および3号有料業務は、区分経理の対象であり、「放送番組等有料配信業務勘定」として計理します。予算は、事業収入が21億円、事業支出が21億円で、収支差金は0.1億円です。

第3部「実施状況に関する資料の作成および評価について」です。

実施計画に記載した業務の実施状況については、年度終了後に、収支を含めた実施結果を作成し、公表します。また、技術の発達、需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係、その他の事項を勘案して多角的な評価を行い、サービスの充実・改善に役立てていきます。

第4部「インターネット活用業務に関する競合事業者からの意見・苦情等への対応について」です。

インターネット活用業務の遂行状況について、同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、外部委員からなる「インターネット活用業務 審査・評価委員会」(以下、「委員会」)に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じます。

また、実施基準では「実施計画の策定にあたっては、市場競争への影響も考慮要素とする」こととなっていますが、NHKは今回の実施計画について、委員会の見解も得て、特段の問題はないと判断しました。今後、実施結果の評価を行うにあたっては、必要に応じて、委員会の見解を得ることとします。

最後に、実施基準では「理解増進情報の提供にあたっては、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する」こととなっているため、NHKのインターネットサービスであるホームページがどの放送番組と対応しているかを示す一覧を、実施計画とあわせてNHKオンラインで公表する予定です。

この実施計画は、27年4月1日から実施します。

本件が決定されれば、本日開催の第1232回経営委員会に報告します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成27年 3月23日

会 長 靱 井 勝 人